

日金協（業）第 29-002 号
平成 29 年 4 月 4 日

各 位

日 本 貸 金 業 協 会
会 長 山 下 一

資金需要者に向けたポスターを制作・配布 ～ 協会員は安心して借入れなどの相談ができることをPR ～

日本貸金業協会では、資金需要者に向けたポスター(別添)を制作し、会員はもとより、関係行政機関や消費生活センター等に配布しました。平成 29 年 4 月 1 日から1年間にわたって掲示されます。

内閣総理大臣が認可した貸金業界の自主規制機関である日本貸金業協会に加入する貸金業者は、法令遵守について協会監査等を通じて必要な指導・支援を受けており、安心して借入れなどの相談ができることをPRすることを目的としています。

協会では、今後もさまざまな施策を通じ協会員は安心・信頼して利用できるということ
をPRし、貸金業界の社会的地位向上を目指していくこととしています。

以上

本件に関するお問い合わせ先
業務企画部広報課
電話 03-5739-3013

「日本貸金業協会」の

会員だから、

安心してきるね♪

お借り入れのご相談は、

緑のマーク



のあるお店へ。



劇団ひまわり
近藤美鈴

平成29年12月、日本貸金業協会はおかげさまで設立から10年。
内閣総理大臣が認可した貸金業界唯一の自主規制機関として、
協会員が法令を守って業務を行うことができるよう必要な支援を徹底しています。

貸金業に関するご相談、問い合わせ、苦情は
日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

0570-051-051

〒108-0074 東京都港区高輪三丁目19番15号 二葉高輪ビル2F・3F
揭示期間:平成29年4月1日~平成30年3月31日



日本貸金業協会
貸金業界の自主規制機関